指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、長野日本無線株式会社(所在地 長野県 長野市)に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和元年12月20日

国 土 交 通 省北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ:管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 冨樫 博人 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン) 総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

令和元年12月20日北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住	所
長野日本無線株式会社	長野県長野市稲里町1163	

2. 指名停止措置期間:令和元年12月20日 ~ 令和2年 2月19日(2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲:北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、平成30年3月31日を審査基準日とする経営事項審査等において、 実際には技術者要件を満たさない者を技術職員名簿に記載して提出し、経営事項審査を取 得した。また、当該経営事項審査をもって長野県建設工事入札参加資格を取得した。

これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、建設業許可部局である長野県から監督処分(指示処分)を受けている。

5. 措置理由

上記4. について、長野日本無線(株)については「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第13号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

〇「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
1~12 略	
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く)。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内